本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八一号）（国会）

1　各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、その年に支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書等の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならないこととした。（第九条第三項関係）

2　1の報告書及び領収書等の写しは、公開することとした。（第九条第四項関係）

3　各議院の議長、副議長及び議員は、その年に支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年に調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除し残余があるときは、残余の額に相当する額を返還しなければならないこととした。（第九条第五項関係）

4　任期満限の場合等の取扱いに関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めることとした。（第九条第六項関係）

5　この法律は、令和七年八月一日から施行し、この法律の施行の日以後に支給を受けた調査研究広報滞在費及び同日以後に調査研究広報滞在費を充てた支出について適用することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二九二号）（外務省）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定を引用する規定を改正することとした。（第三条関係）

2　在ナイロビ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　この政令は、令和七年一月一日から施行することとした。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行することとした。

◇消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九四号）（総務省）

1　消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「三五年以上」区分を追加することとした。（第三条及び別表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三九五号）（経済産業省）

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九六号）（経済産業省）

1　投資事業有限責任組合契約に係る付随事業として事業者のために発行される暗号資産の保有に伴う暗号資産等の取得及び保有等を加えることとした。（第三条関係）

2　この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第三九七号）（内閣府本府）

1　政令の題名を「令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令」とすることとした。（題名関係）

2　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

3　令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めるとともに、同項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（本則関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九八号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を令和七年六月三〇日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九九号）（経済産業省）

一　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係

事業協同組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とした。（第二九条～第三一条関係）

二　中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正関係

協業組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とした。（第一〇条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、令和六年一二月二八日から施行することとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四〇〇号）（農林水産省）

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六六号）の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年一〇月一日とすることとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四〇一号）（農林水産省）

一　漁業法施行令の一部改正関係

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第一三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正関係

1　題名を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」とすることとした。（第二条関係）

2　指定交付機関の指定の有効期間は、三年とすることとした。（第二条関係）

3　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分のみにおいて行うものに限る。）等による情報の伝達、取引等の記録の作成及び保存に係る勧告等に関する事務を都道府県知事が処理する事務として定めることとした。（第二条関係）